

定款を新しくしませんか？

－ 会社法に準拠した定款変更サービスのご案内 －



会社法が施行されてから、はや3年半経ちました。旧法時代の定款を、現行の会社法に適用させたものを作り直します。文言等が異なるところが多く、特に有限会社は大きく異なります。

✔ こんな会社様にオススメです！！

「これまで何度か登記事項を変更したけれども、一度も定款を作り変えていない」
「この機会に会社法に適した現行定款にしたい！」
「今度金融機関に定款を持っていかねばならなくなってしまうが見当たらない」

では、具体的にどのようなことをするかというと…

- ・ 会社法施行等により、法律と合致しない条文を削除する。
- ・ 会社法によって変更された用語を整理する。
例：「発行可能株式総数」、「事業年度」、「株主名簿の基準日」ほか
- ・ 会社法によって認められた一般的な定款記載事項を追加する。
例：「相続人等に対する売渡しの請求」、「株主名簿記載事項の記載等の請求」ほか
- ・ 株主総会議事録への押印義務者（書類作成者）を代表取締役役に指定するなど、簡素化を図る。

作成するのは定款だけではありません！！

これらの整備により会社法に適した定款を作成させていただくとともに、議事録の整理や機関構成の変遷の記録など、経営者の方がいつでも会社構成の履歴を参照できるようなパッケージ内容をご用意いたします。

パッケージ内容

- ① 定款
- ② 議事録
- ③ 機関構成変遷歴表
- ④ 株主名簿
- ⑤ 以上を収納したCD-ROM



会社法に準拠した
定款変更サービス

価格：52,500円～



行政書士法人ガイア

〒114-0024 東京都北区西ヶ原3-48-4

TEL：03-3940-0831

FAX：03-3940-0832

<http://www.gaia-gyosei.com>

info@gaia-gyosei.com